

静岡県告示第184号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和5年3月22日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
N-(4-フルオロフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]フラン-2-カルボキシアミド及びその塩類（通称名 para-Fluorofuranylfentanyl、4F-furanylfentanyl、4F-Fu-F）	令和5年3月20日
N-エチル-N-メチルトリプタミン及びその塩類（通称名MET）	令和5年3月20日
(8R)-N,N-ジエチル-6-メチル-1-ペンタノイル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名1V-LSD）	令和5年3月20日
1-[1-(3-メチルフェニル)シクロヘキシル]ピロリジン及びその塩類（通称名3-Me-PCPy、3-methyl-PCPy、3-Me-rolicyclidine、3-methyl-rolicyclidine）	令和5年3月20日

2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。